

PETボトル登録申請書類の変更等に関する手続きについて

確実な再生処理の管理のため、契約後も事業者登録時に提出した登録申請書類一式を実際の再商品化業務の状況に合わせて維持・管理する必要があります。登録申請書類の差替や追加が発生する場合は、下記に従って書類を作成し提出してください。

手続きは、変更する内容によって異なりますので、注意してください。

1. 事業者関係書類の変更について

事業者関係書類の変更は、届出事項変更届に必要な事項を記入し、差替・追加の場合は必要な書類を添付してください。なお、必要書類については資料7-7、引取同意書関連については資料7-8をご覧ください。

(1) 該当書類

書類番号	書類名	書類番号	書類名
1-1	PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書(様式1)	1-6-1	国税、地方税、社会保険料・労働保険料等の支払いに係る申告書(様式8)
1-2	PETボトル分別基準適合物の再生処理事業者登録申込書(様式2)	1-6-2	納税証明書等
1-3	PETボトル再商品化製品引き取り同意書(様式3-1)関連(※量変更のみの場合は不要)	1-7	代表者登録印の印鑑証明書
1-4	登記簿謄本又は現在事項全部証明書(法人)あるいは住民票(個人)	1-8	組織図
1-5	財務関係資料	1-9	工程別配員数(様式5)
1-5-1	貸借対照表・損益計算書(法人)あるいは資産の調査(個人)等	1-10	相談役又は顧問、並びにこの百分の五以上の出資者に関する書類(様式6)(非上場企業又は個人の場合のみ)
1-5-2	債務超過事業者等の提出書類	1-11	暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(様式9)
1-6	国税、地方税、社会保険料・労働保険料等の支払いに係る申告書及び納税証明書		

(2) 受付期間

区分	令和2年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
届出事項変更届と関連書類の提出	7月31日までは、令和2年度の登録資料の差し替え							8月1日以降は、令和3年度の登録資料の差し替え				

※矢印は受付期間

(3) 届出事項変更届が必要な事項

- ① 再生処理事業者の基本情報、工場情報、組織等の変更（代表者が変更になったときには、許認可証・届出、契約書等にも差し替えの必要なものがあります）
- ② 引取同意書の期中の追加・変更

2. 施設関係書類の変更について

施設関係書類の変更手続きは、内容によって手続きが異なりますので、よく確認のうえ手続きをすること。

(1) 該当書類

書類番号	書類名	書類番号	書類名
2-1	設備物質収支(様式A-1、A-2、A-3、A-4)	2-14	原料・製品・残さ保管場所
2-2	設備能力の設定根拠	2-14-1	原料・製品・残さ保管場所位置図
2-3	設備機器リスト	2-14-2	原料保管面積と保管量算出表(様式F)
2-3-1	設備機器リスト(様式C)	2-15	指定可燃物貯蔵取扱い届出書
2-3-2	薬液タンクリスト(様式D)	2-16	一般廃棄物処理施設設置許可証、使用前検査済証及び認定講習修了証
2-4	主要機器の仕様書	2-16-1	一般廃棄物処理施設設置許可証(変更許可証、軽微変更の届出書を含む)
2-5	主要機器の外形図	2-16-2	施設使用前検査済証
2-6	設備ラインフロー図	2-16-3	認定講習修了証
2-7	設備レイアウト図	2-17	特定施設届出状況
2-8	廃水処理設備	2-17-1	特定施設届出一覧表(様式G)
2-8-1	用水、廃水、処理水及び排水の水量(m ³ /日)・水質等	2-17-2	特定施設設置届出書及び受理書
2-8-2	用水から廃水処理設備にいたる水の系統図	2-17-2-1	水質汚濁防止に関する届出書及び受理書
2-8-3	廃水処理設備の処理工程の系統図	2-17-2-2	騒音規制に関する届出書及び受理書
2-9	配置図	2-17-2-3	振動規制に関する届出書及び受理書
2-10	建物の登記簿謄本(又は全部事項証明書)	2-23	建物の賃貸契約書
2-11	建築確認済証	2-24	土地の賃貸契約書
2-12	土地の登記簿謄本(又は全部事項証明書)	※令和2年度の登録申請から、以下の書類の提出を削除します 2-19 品質管理 ・2-19-1 品質結果項目 ・2-19-2 品質結果記録	
2-13	土地の公図		
2-14	原料・製品・残さ保管場所		

(2) 変更内容と手続きは以下のとおりです。

手続き	変更内容
<p>変更申請</p> <p>変更実施前に変更申請書を提出し協会の承諾を受け、施設変更完了後に完了届を提出 (提出方法は(*1)を参照)</p>	<p>① 再生処理施設の増改築・移設</p> <p>② 再生処理施設の改造若しくは変更</p> <p>ア. 主要設備の改造若しくは変更</p> <p>*主要設備とは主要機器(ベール解体機、破砕機、洗浄機(水・アルカリ洗浄機)、比重分離機、脱水機並びにペレタイザー及びポリエステル原料製造装置等)のほか、ベールの開梱・投入から処理して製品を保管するまでの工程の設備をいう。なお、除染工程機器(真空脱ガス処理等の不純物の除去等を行う除染工程機器)も含む。</p> <p>イ. 排水処理設備の改造若しくは変更</p> <p>ウ. 再生処理工程の変更</p> <p>エ. 設備・機器配置の変更</p> <p>オ. 原料・製品・残渣等の保管場所や保管量の変更(協会委託外含む)等</p> <p>③ 再生処理施設に関する許可・届出内容の変更</p> <p>ア. 一般廃棄物処理施設設置許可証に関する許可内容の変更(能力アップに関わらない変更も含む)</p> <p>イ. 指定可燃物貯蔵取扱い届出書に関する届出内容の変更 等 (届出数量のみの変更は完了報告のみとする)</p> <p>ウ. 特定施設届出書に関する届出内容の変更</p> <p>なお、代表者、社名変更に伴う変更のみは事前の変更願いは不要です。変更後に届出事項変更届の書式で提出してください。</p>
<p>変更後に完了報告書を提出 (事前の変更申請は不要)</p>	<p>上記、①、②、③に該当しない変更</p> <p>下記、④に該当しない変更</p>
<p>変更手続き不要</p>	<p>④ 設備・機器の部品の交換、変更及びこれに準ずる程度の変更</p>




(*1) 再生処理施設の変更申請書の提出方法

「PETボトル再生処理施設変更申請書」に、変更内容、目的、詳細、施設変更に伴う許可証・届出等の変更手続き、変更スケジュール案を記入し、PETボトル事業部宛に提出してください(内容により、追加書類を要求する場合があります)。

変更申請書を受理後に審査を行い、その結果に基づき「PETボトル再生処理施設の変更に関する承諾・不承諾通知書」を発送します。なお、不承諾通知を受け取った場合は、変更内容の再検討を行い、必要に応じて変更申請書を再度提出してください。

(3) 施設関係書類変更手続きの受付期間と能力査定

施設関係書類変更手続きについては、令和3年度登録申請において「様式2を変更しない事業者」と「様式2を変更する事業者」によって、受付期間、能力査定についての対応が異なります。

区分	令和2年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度登録申請において、様式2を変更しない事業者	 いつでも提出可能											
令和3年度登録申請において、様式2を変更する事業者	 注)この期間に変更を行った能力をベースとして、令和3年度登録申請における事業者の区分が決まる				登録審査期間のため、8月1日～9月30日まで施設関係書類の変更は不可(登録申請書類として7月31日までに提出すること)		 注)登録申請後の能力変更は、令和3年度の能力査定に反映しない					

※矢印は受付期間

(4) 完了報告時の必要書類について

施設変更完了後、速やかに「PETボトル再生処理施設の変更完了報告書」に必要書類（資料7-6を参照）を添えて提出してください。書類には必ずページ番号と、差替・追加等の内容、日付を記入してください。

変更後の施設は、完了報告書提出後に運転開始可能となります。

なお、実際の工事完了日が事前に提出した「PETボトル再生処理施設変更申請書」内の「変更スケジュール案」の工事完了日から1か月以上遅れる場合は、事前に連絡してください。

3. 法令遵守に関わる書類の更新について

下記書類については、変更・更新の都度、変更届を提出することは不要です。

落札をした契約事業者を対象に、半年ごとに提出してください。

(詳細については、別途REINSでお知らせします。郵送で提出してください)

(1) 該当資料と提出期間

書類番号	書類名	提出期間	
2-18-1	残さ処理計画書	半年ごと提出(※)	(※) 提出期間は10月1日～10月31日 及び4月1日～4月30日
2-18-2	産業廃棄物処理委託契約書及び許可証		

※令和2年度の登録申請書類より、以下の書類の提出を削除し、現地検査時に確認します。

- ① 2-19 品質管理
 - ・2-19-1 品質結果項目
 - ・2-19-2 品質結果記録
- ② 2-20 敷地境界における騒音・振動の測定結果と規制基準
 - ・2-20-1 敷地境界における騒音の測定結果と規制基準
 - ・2-20-2 敷地境界における振動の測定結果と規制基準
- ③ 2-21 排水水質の測定結果と規制基準
- ④ 2-22 安全衛生管理体制と作業環境

- ・2-22-1 安全衛生管理体制と安全衛生教育計画
- ・2-22-2 騒音障害防止対策
- ・2-22-2 定期健康診断記録（聴力検査含む）

4. 登録申請書類の差替・追加の場合のページ番号について

登録申請後に登録申請書類の差替や追加を提出する場合は、次のようにページ番号を作成してください。ページ番号は提出する全ての書類の右下隅に付けてください。書類の表題部分だけに付けることは認められません。A3用紙以上の大きさの場合はファイル折りした状態で見える場所に付けてください。書類の綴じ方は ISO 5457 を基本にしてください。

ページ番号の構成

登録申請書類のページ番号に対応したページ番号 + 書類差替・追加の区別 + 書類作成年月日

(例1) 書類を差替する場合

書類を差替する場合は、ページ番号の後ろに「書類差替」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3 書類差替 令和〇/05/01

(現行の2-8-3に代えて挿入するページであることを表す)

(例2) 書類を追加する場合

書類を追加する場合は、ページ番号の後ろに「書類追加」と付け、書類作成日を加える。

2-8-3-1 書類追加 令和〇/05/01

(2-8-3 と 2-8-4 の間に新たに追加挿入するページであることを表す)

(例3) 複数工場ある場合

複数工場ある場合は、末尾に工場名を加える。

2-8-3 書類差替 令和〇/05/01 (A工場)

2-8-3-1 書類追加 令和〇/05/01 (B工場)

5. 注意事項

- (1) PETボトル再生処理施設の変更申請書は、できる限り時間的余裕をもって提出してください。
- (2) 書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。特段の理由がない限り、送り状は不要です。提出先は「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部長 宛」です。
- (3) 機械設備の入れ替えや保管場所の変更等、内容が容易に分かる場合には、変更申請書以外の資料の提出は不要です。ただし複数の設備の変更、再生処理能力の増強、再生処理フローの変更等、複雑な場合には、変更内容全体を分かりやすく説明する補足資料を添付してください（個々の設備の図面等は不要です）。
- (4) 提出書類に不備があった場合は再提出を依頼します。また、内容により追加書類を要求する場合があります。
- (5) PETボトル再生処理施設の変更申請書のスケジュールに関しては、詳細なスケジュールを記載してください。承諾書受領後に何らかの理由でスケジュールが変更になる場合には、協会に必ず連絡してください。

以上

変更手続き等のまとめ

●PETボトル再生処理施設等の変更完了報告の必要書類とREINSへの入力について

変更実施前に変更申請の提出が必要な事項(代表例)		変更完了報告の必要書類 ※()内は該当する場合		REINSへの入力	備考			
		書類番号	書類名					
再生処理施設の変更	主要設備の改造若しくは変更	2-3-1	設備機器リスト(様式C)	能力が変更となる場合、工場属性情報の変更	-			
		2-4	主要機器の仕様書					
		2-5	主要機器の外形図					
		2-6	設備ラインフロー					
		2-7	設備レイアウト図					
		2-9	配置図					
		2-16	一廃設置許可関連(変更許可若しくは軽微変更)					
		(1-2)	事業者登録申込書(様式2) (能力が変更となる場合)					
		(2-1)	設備物質収支(能力が変更となる場合)					
		(2-2)	設備能力の設定根拠(能力が変更となる場合)					
		(2-17-1)	特定施設届出一覧表(様式G)					
		(2-17-2)	特定施設設置届出書及び受理書					
		排水処理設備の改造若しくは変更	2-3-1			設備機器リスト(様式C)	-	-
			2-7			設備レイアウト図		
	2-8-2		用水から排水処理設備にいたる水の系統図					
	2-8-3		廃水処理設備の処理工程の系統図					
	2-9		配置図					
	2-17-1		特定施設届出一覧表(様式G)					
	2-17-2		特定施設設置届出書及び受理書					
	(2-3-2)		薬液タンクリスト(様式D)					
	(2-16)		一廃設置許可関連(変更許可若しくは軽微変更)					
	再生処理工程の変更		2-6	設備ラインフロー	-	-		
		2-7	設備レイアウト図					
		2-9	配置図					
		(1-9)	工程別配員数(様式5)					
		(2-16)	一廃設置許可関連(変更許可若しくは軽微変更)					
	設備・機器配置の変更	2-6	設備ラインフロー	-	-			
		2-7	設備レイアウト図					
		2-9	配置図					
	原料・製品・残渣等の保管場所や保管量の変更 (協会委託外含む)	2-14-1	原料・製品・残さ保管場所位置図	-	-			
		2-14-2	原料保管面積と保管容量算出表(様式F)					
		(1-2)	事業者登録申込書(様式2) (原料保管量が変更となる場合)					
		(2-10)	建物の登記簿謄本(新設・賃貸の場合)					
		(2-11)	建築確認済証(新設の場合)					
		(2-12)	土地の登記簿謄本(新設・賃貸の場合)					
		(2-13)	土地の公図(新設・賃貸の場合)					
		(2-15)	指定可燃物貯蔵取扱い届出書					
		(2-23)	建物の賃貸契約書(賃貸の場合)					
		(2-24)	土地の賃貸契約書(賃貸の場合)					
	再生処理施設に関する許可・届出内容の変更	一般廃棄物処理施設設置許可証に関する許可内容の変更 (能力アップに関わらない変更も含む)	2-16	一廃設置許可関連	-	代表者、社名変更に伴う変更のみは事前の変更願いは不要ですが、事前の連絡と届出事項変更届による登録書類の差替が必要です。		
		指定可燃物貯蔵取扱い届出書に関する届出内容の変更	2-15	指定可燃物貯蔵取扱い届出書及び添付図				
		特定施設届出書に関する届出内容の変更	(2-14-1)	原料・製品・残さ保管場所位置図 (保管場所変更の場合)				
			2-17-1	特定施設届出一覧表(様式G)				
			2-17-2	特定施設設置届出書及び受理書				

※変更の内容により、提出する書類が変更・追加となる場合もあります。
※書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。

変更手続き等のまとめ

●PETボトル再生処理事業登録書類の届出事項変更届の必要書類とREINSへの入力について

変更内容(代表例)		協会への 事前連絡	必要書類 ※()内は該当する場合		REINSへの入力	備考
			書類番号	書類名		
再生 処理 事業 者 登 録 書 類 の 届 出 事 項 変 更 届	基本情報変更	要	1-1	事業者登録申込書(様式1)	事業者基本情報の入力	・その他届出、許可、契約関連書類の差替、追加も該当 ・取締役が変更の場合は不要(代表者の変更のみ)
			(1-4)	登記簿謄本(事業者名、所在地、代表者が変更の場合)		
			(1-7)	印鑑証明書(代表者登録印を変更した場合)		
	本社担当者変更	要	1-1	事業者登録申込書(様式1)	本社担当者情報入力	-
			1-2	事業者登録申込書(様式2)		
			(1-8)	組織図(担当部署等変更の場合)		
	工場基本情報	要	1-1	事業者登録申込書(様式1)	工場基本情報入力	-
	実績担当者情報	不要	-	-	実績担当者入力	-
	引取同意書の追加・変更	不要	「引取同意書の追加と変更まとめ」を参照			
	登記簿謄本記載事項の変更	不要	1-4	登記簿謄本	-	-
組織の変更	不要	1-8	組織図	-	担当部署・担当者以外の変更の場合	
相談役・顧問に関する事項	不要	1-10	様式6	-	-	
百分の五以上の出資者に関する事項	不要					
自社取引となった場合	要	1-3	自社取引の場合の最終製品の販売を証する資料(様式4)	-	-	

※変更の内容により、提出する書類が変更となる場合もあります。

※REINSにロックがかかって入力できない場合は、お手数ですがPETボトル事業部までご連絡ください。

※書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。

●その他の書類の変更(施設変更願い、届出事項変更届は不要ですが、事前連絡や書類が必要な事項)

変更内容(代表例)		協会への 事前連絡	必要書類 ※()内は該当する場合		REINSへの入力	備考
			書類番号	書類名		
そ の 他	会社の合併、事業譲渡や廃業等	要	-	-	-	登録書類の差替や追加、REINSへの入力はないが、正式な書面が必要
	特定再商品化製品利用事業者 に該当した場合	要	-	再商品化実施契約締結委任状	-	-
				特定再商品化製品利用事業者の登録書		
	再商品化実施費用の振込み口座 の変更	要	-	振込口座登録依頼書(1部提出)	口座情報入力	-
運搬事業者の情報変更(会社名 や住所の変更等)	要	-	電子入札・再商品化実施契約締結委任状	運搬事業者入力	-	

変更手続き等のまとめ

●引取同意書の追加と変更まとめ

※引取同意書の追加・変更の場合、届出事項変更届が必要です(量変更のみの場合は不要)。

※書類は原本1部、コピー1部、合計2部を提出してください。

内容		必要書類※()内は該当する場合	REINSへの入力	備考	
引 追 取 加 同 意 書 の	引取同意書の追加申請	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1)	製品利用事業者基本情報入力	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに承認済みの利用事業者で他工場の引取同意書の追加の場合は利用事業者の会社案内は不要 ・前年度実績のある利用事業者は会社案内不要 ・前年度実績のある利用事業者の引取同意書に記載された商社並びにすでに承認済の引取同意書に記載のある商社の場合は、商社の会社案内不要 	
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-2)	製品利用事業者工場情報入力		
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-3)	引取同意書入力		
		(利用事業者の会社案内)			
	(商社の会社案内)				
承 認 済 み 引 取 同 意 書 の 変 更	用途の追加・変更・削除	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1)	製品利用事業者基本情報入力		
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-2)	製品利用事業者工場情報入力		
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-3)	引取同意書入力		
	再商品化製品(フレーク・ペレット・ポリエステル原料)の追加	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1)	製品利用事業者基本情報入力		<ul style="list-style-type: none"> ・例として、利用事業者にフレークのみを販売していたが、ペレットも販売することになった場合等が該当
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-2)	製品利用事業者工場情報入力		
		再商品化製品引き取り同意書(様式3-3)	引取同意書入力		
	量変更	-	引取同意書入力→修正		-
	利用事業者の社名変更	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1) (再商品化製品引き取り同意書(様式3-2)) 再商品化製品引き取り同意書(様式3-3) 利用事業者の会社案内	製品利用事業者基本情報入力		-
	利用事業者の工場名変更	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1) 再商品化製品引き取り同意書(様式3-3) 利用事業者の会社案内	-		<ul style="list-style-type: none"> ・PETボトル事業部で変更しますので、ご連絡ください。
	利用事業者の本社所在地・代表者変更	再商品化製品引き取り同意書(様式3-2) 再商品化製品引き取り同意書(様式3-3) 利用事業者の会社案内	製品利用事業者基本情報入力 製品利用事業者工場情報入力		-
利用事業者の工場所在地変更	再商品化製品引き取り同意書(様式3-3) 利用事業者の会社案内	-	<ul style="list-style-type: none"> ・PETボトル事業部で変更しますので、ご連絡ください。 		
利用事業者の本社担当者変更	-	製品利用事業者基本情報入力	-		
利用事業者の工場担当者変更	-	製品利用事業者工場情報入力	-		
取引条件変更(商社の変更・追加、再加工事業者の変更・追加等) ※再加工事業者を追加する場合は、PETボトル事業部までご連絡ください。	再商品化製品引き取り同意書(様式3-2) (商社の会社案内)※商社の変更・追加 (再商品化製品再加工程品利用計画書)※再加工事業者の変更・追加	引取同意書入力→修正	<ul style="list-style-type: none"> 商社が変更・追加となる場合は商社の会社案内を提出。ただし、前年度実績のある利用事業者の引取同意書に記載された商社並びにすでに承認済の引取同意書に記載のある商社の場合は、商社の会社案内不要 		
製品例変更	再商品化製品利用事業者リスト(様式3-1)	引取同意書入力→修正	-		
	再商品化製品引き取り同意書(様式3-3)				